

自治体アンケートプレ調査の方法及び結果概要

1. 目的

プレ調査を実施することにより、合併前の公文書の確認可能性等を中心とした調査票の回答可能性について確認し、本調査に向けた調査方法、調査票等の改善に資することを目的とする。

2. 対象選定の視点

(1) 都道府県

- ・自治体における行政文書等は、通常行政機関としての文書管理規定に則って、作成、管理、保管される。行政文書の保存年限は、文書の種類にもよるが3年～10年程度とされている。
- ・一方、公文書館を設置している都道府県では、保存年限の経過した行政文書等を歴史的文書として保存、維持しており、このような都道府県では保存年限を経過した予防接種関連の文書が保管されている可能性が高いと考えられる。
- ・そこで、プレ調査の調査対象とする都道府県を選定するに当たっては、公文書館の設置の有無に着目することとした。

(参考) 都道府県公文書館の設置状況

公文書館名	設立年月日
北海道立文書館	昭和60年7月15日
宮城県公文書館	平成13年4月1日
秋田県公文書館	平成5年11月2日
福島県歴史資料館	昭和45年7月31日
茨城県立歴史館	昭和48年4月1日
栃木県立文書館	昭和61年4月1日
群馬県立文書館	昭和57年4月1日
埼玉県立文書館	昭和44年4月1日
千葉県文書館	昭和63年6月15日
東京都公文書館	昭和43年10月1日
神奈川県立公文書館	平成5年11月1日
新潟県立文書館	平成4年4月1日
富山県公文書館	昭和62年4月1日
福井県文書館	平成15年2月1日
長野県立歴史館	平成6年11月3日
岐阜県歴史資料館	昭和52年4月1日

公文書館名	設立年月日
愛知県公文書館	昭和61年7月1日
京都府立総合資料館	昭和38年10月28日
大阪府公文書館	昭和60年11月11日
兵庫県公館県政資料館	昭和60年4月17日
奈良県立図書情報館	平成17年11月3日
和歌山県立文書館	平成5年4月1日
鳥取県立公文書館	平成2年10月1日
島根県公文書センター	平成23年11月1日
岡山県立記録資料館	平成17年4月1日
広島県立文書館	昭和63年10月1日
山口県文書館	昭和34年4月1日
徳島県立文書館	平成2年4月1日
香川県立文書館	平成6年3月28日
佐賀県公文書館	平成24年4月1日
大分県公文書館	平成7年2月28日
沖縄県公文書館	平成7年4月1日

出典) 国立公文書館

(2) 市町村

- 市町村を対象とした調査においては、合併により古い時期の文書が散逸していることが大きな課題と考えられる。
- そこで、プレ調査の調査対象とする市町村の選定に当たっては、都道府県と同様に公文書館の設置の有無に加え、合併前後の文書管理の状況について確認するため、近年（概ね 10 年程度）の合併の有無にも着目することとした。

(参考) 市町村公文書館の設置状況

公文書館名	設立年月日
川崎市公文書館	昭和 59 年 10 月 1 日
名古屋市市政資料館	平成元年 10 月 11 日
大阪市公文書館	昭和 63 年 7 月 1 日
神戸市文書館	平成元年 6 月 19 日
広島市公文書館	昭和 52 年 4 月 1 日
北九州市立文書館	平成元年 11 月 1 日
福岡市総合図書館	平成 8 年 6 月 29 日
小山市文書館	平成 19 年 4 月 11 日
芳賀町総合情報館	平成 20 年 10 月 3 日
中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」	平成 23 年 4 月 1 日
久喜市公文書館	平成 5 年 10 月 1 日
八潮市立資料館	平成元年 11 月 23 日
板橋区公文書館	平成 12 年 4 月 1 日
ふるさと府中歴史館	平成 23 年 4 月 1 日

公文書館名	設立年月日
藤沢市文書館	昭和 49 年 7 月 1 日
寒川文書館	平成 18 年 11 月 1 日
富山市公文書館	平成 22 年 4 月 1 日
長野市公文書館	平成 19 年 11 月 20 日
松本市文書館	平成 10 年 10 月 1 日
高山市公文書館	平成 22 年 8 月 10 日
磐田市歴史文書館	平成 20 年 4 月 1 日
守山市公文書館	平成 12 年 4 月 1 日
尼崎市立地域研究史料館	昭和 50 年 1 月 10 日
下関文書館	昭和 42 年 9 月 1 日
三豊市文書館	平成 23 年 6 月 26 日
西予市城川文書館	平成 11 年 4 月 21 日
天草市立天草アーカイブズ	平成 14 年 4 月 1 日
北谷町公文書館	平成 4 年 4 月 1 日

出典) 国立公文書館

3. 調査対象（平成 24 年 10 月 29 日現在）

（1）都道府県

記号	公文書館の設置の有無	調査実施日
A	あり	10月26日（金）
B	あり	11月2日（金）
C	なし	10月31日（水）

計 3ヶ所

（2）市町村

記号	公文書館の設置の有無	近年の合併の有無	調査実施日
D	あり	あり	10月22日（月）
E	あり	あり	10月22日（月）
F	あり	あり	10月24日（水）
G	あり	なし	10月23日（火）
H	なし	あり	10月26日（金）
I	なし	あり	10月29日（月）
J	なし	なし	11月2日（金）

計 7ヶ所

※都道府県、市町村とも予防接種担当部署に調査協力を依頼した。

4. 結果の概要（平成24年10月29日現在）

（1）都道府県

①予防接種関連文書の保存について

- ・ 関連文書は通常5年の保存年限と定められており、5年経過後は機械的に公文書館に移管され、永年保存と判断された特別な文書以外は廃棄される。 (A)
- ・ 関連文書は通常5年から10年の保存年限と定められており、期間経過後は基本的には廃棄される。 (B、C)
- ・ 公文書館では所蔵文書についてキーワード検索が可能であり、過去の文書が残っていれば探すことはできる。 (A)

②予防接種指導状況を確認するための文書について

- ・ 国からの通知等は市町村へ通知しているが、独自の指導を行っているわけではない。 (A、B、C)
- ・ 国からの通知があった時に市町村へ通知を行うのであって、毎年同じ文書を発出するわけではない。そのため、都道府県からの通知が探しやすくなるよう、調査票には国からの通知の発出時期やタイトルを明示する方がよい。また、時点の書き振りに配慮した方がよい（昭和63年1月の国からの通知を受けて、同年2月に市町村へ通知を行っているが、この場合昭和62年度の文書となる。） (A、B)

③OB等関係者への聞き取りについて

- ・ OBを特定することがなり難しい。 (A、B、C)
- ・ 特定できたとしても現在の所在を確認するためにはかなり時間を要すると考えられる (B、C)
- ・ 都道府県の立場では、医師会に聞き取りをすべき内容とは思われない。 (A)

④その他

- ・ 新しい年度から回答できるように、年代順を考慮していただきたい。 (B、C)

（2）市町村

①予防接種関連文書の保存について

- ・ 文書管理規定により予防接種関連文書の保存年限は多くが5年～10年と定められており、保存年限経過後には廃棄される。 (D、E、F、G、H、I、J)
- ・ 予防接種関連文書は公文書館保存対象文書となっていない。 (D、E、F)
- ・ 予防接種関連文書が公文書館に移管された記録はない。 (G)
- ・ 保存期限が経過してもすぐに廃棄しない場合もある。

②予防接種実施状況を確認するための文書について

- ・ 予防接種の実施の状況については広報（昭和 25 年 9 月から保管されている）で確認できる可能性がある。（D）
- ・ 予防接種の実施状況は、決算書や、年報・市政概要のような実績報告書（これらは比較的過去のものが保存されている）によって確認できる可能性がある（H）
- ・ 集団接種は学校で行っており、学校保健担当への照会が必要である。（H）
- ・ 予防接種の実施手順を定めた「実施要領」を作成している。（D、F、H）
- ・ 独自に手順書を定めていない自治体も多いと聞いている。（D）
- ・ 実施手順については「厚労省の通知を踏まえて実施すること」といった趣旨を記載しているが、独自の手順書は定めていない（G）

③市町村合併について

- ・ 平成の合併の際には、合併前の自治体の文書も文書管理規定に則って引き継がれている。ただし保存年限経過後は廃棄されてしまう。（D、F、H、I、J）
- ・ 合併前のことまで聞くのは調査の負担などの面から現実的ではないのではないか。（H、I、J）

④OB 等関係者への聞き取りについて

- ・ 当時の関係者を特定することが難しい。（D、I）
- ・ 昭和 60 年代であれば OB の特定は可能かもしれないが、もっと古い時代の OB ・ 関係者の特定は難しい。特定できたとしても現在の所在を確認することが困難であり、あまり現実的ではない。（H、I、J）
- ・ 今回、試行的に OB の方に電話で確認したが、「記憶が定かでないので回答できない」との回答だった。多くの市町村で同様の結果となる可能性がある。（I）
- ・ 医師会 OB への聞き取りも同様に難しいのではないか。（I）

⑤その他

- ・ 調査票、調査項目はあまり細かいと回答できない可能性が高い。（D、I、J）
- ・ 調査票の回答欄が細かいので心理的な障壁になってしまふ。回答しやすいような配慮が必要である。時代の新しい方から聞くといった工夫も必要ではないか。（H、I、J）